

業務の運営に関する規程

事業所名 協同組合ファイブライン

第1 求 人

- 1 本所は、第 4 その他の 6 に基づく職業紹介に限り協同組合ファイブラインの構成員である企業からのいかなる求人の申し込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。

- 2 求人の申込みは、求人者またはその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申し込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファクシミリまたは電子メール等でも差し支えありません。

- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付、ファクシミリまたは電子メール等により明示してください。

ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付、ファクシミリまたは電子メール等による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

第2 求 職

- 1 本所は、第 4 その他の 6 に基づく職業紹介に限りいかなる求職の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。

- 2 求職申込みは、本邦在中の場合は本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申し込みください。海外在住の場合は、送出し機関を経由し所定の求職票及び所定の添付書類とともに郵便、FAX 及び電子メールにてお申し込みください。

第3 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第 2 条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。

- 2 求人の方には、そのご希望に適合する求職者を極力お世話いたします。

- 3 紹介に際しては、求職者が本邦在住の場合は、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付または希望される場合にはファクシミリまたは電子メール等により明示します。求職者が海外在住の場合は、当該国の取次機関を通じて明示します。

ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリまたは電子メール等による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。

- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、求職者が本邦在住の場合は紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。求職者が海外在住の場合は、送出

し機関と本所にて調整の上、求職者情報閲覧及び面接等の方法により紹介いたします。

- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任を持って紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業または作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介をいたしません。
- 7 就職が決定しましたら求人者から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第 4 そ の 他

- 1 本所は、職業安定機関およびその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。
また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様報告してください。
- 3 本所は、求職者または求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所が職業安定法に基づく業務に関して広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ三振の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅延なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- 5 本所は、求職者または求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。
- 6 本所の取扱職種の範囲等は、職種は全職種、地域は、国内、フィリピン共和国、ベトナム社会主義共和国、ミャンマー連邦共和国です。
国内、ベトナム社会主義共和国においては、出入国管理及び難民認定法に基づく、特定技能、技術・人文知識・国際業務に関わる職業紹介、フィリピン共和国、ミャンマー連邦共和国においては、出入国管理及び難民認定法に基づく、特定技能にかかる職業紹介に限ります。
求人者は、組合員に限ります。
- 7 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

施行日 令和 7 年 6 月 26 日

代表者 三宅 善猛